宮崎県県営一ケ岡団地再整備事業
基本協定書
（素案）

令和８年 11 月

宮　崎　県

目 次

第１条（用語の定義） 1
第２条（目的） 1
第３条（県及び事業者グループの努力義務） 1
第４条（事業契約等） 1
第５条（準備行為） 3
第６条（事業契約等締結不調の場合における処理） 4
第７条（事業契約等解除に伴う措置） 4
第８条（違約金） 4
第９条（附帯事業の実施） 4
第 10 条（民間収益施設の設計） 5
第 11 条（附帯事業に係る整備業務の実施状況の確認、調査又は検査等） 6
第 12 条（附帯事業の実施状況に関する確認、調査又は検査等） 6
第 13 条（秘密保持） 6
第 14 条（権利義務の譲渡等） 7
第 15 条（本協定の変更） 7
第 16 条（本協定の有効期間） 7
第 17 条（協議） 7
第 18 条（準拠法及び管轄裁判所） 7

別紙１　定義集 9
別紙２　付保すべき保険 10

宮崎県県営一ケ岡団地再整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、宮崎県（以下「県」という。）と、【事業者グループ名】グループ（●●●●、●●●●、●●●●及び●●●●。以下「事業者グループ」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第１条　本協定において使用する用語の定義は、本文中で別途定義するものを除き、別紙１の「定義集」の規定のとおりとする。

（目的）

第２条　本協定は、本事業に関して事業者グループが落札者として決定されたことを確認し、事業者グループのうち構成企業と県との間で事業契約を締結すること、事業者グループのうち用地活用企業と県との間で本件借地権設定契約を締結すること及び事業者グループのうちコミュニティ形成支援企業が県から建物又は土地の使用許可を得、又は県との間で使用貸借契約を締結すること（以下総称して「事業契約等」という。）並びに各業務間や構成企業間における調整及び連携等について、効果的かつ効率的な事業の実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（県及び事業者グループの努力義務）

第３条　県及び事業者グループは、事業契約等の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

２　事業者グループは、入札説明書等の内容を十分に理解し、これに同意し、及び入札説明書等に記載の条件を遵守の上、県に対し提案書等を提出したものであることを確認し、提案書等を誠実に履行するものとする。

（事業契約等）

第４条　県及び事業者グループは、入札説明書等に従い、事業契約に係る仮契約を、令和●年●月を目途に、県と構成企業との間で締結するよう最大限努力するものとする。この仮契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定により宮崎県議会の議決を経たときに事業契約として成立する。

２　事業者グループは、事業契約等の締結等に関する県との協議に当たっては、県の要望を尊重するものとする。

３　事業契約等の締結等に当たり入札説明書等及び提案書等についてその内容を確定することが困難な事項があるとして、一方当事者から趣旨の明確化及び必要な資料（提案金額の内訳書を含む。）の提出について合理的な請求があった場合には、相手方当事者は速やかにこれに応じるものとする。

４　県は、事業者グループの構成員のいずれかが、本事業の落札者決定手続に関し次の各号のいずれかに該当したときは、事業契約等（事業契約の仮契約を含む。）を締結しないこと又は締結した事業契約の仮契約を解除することができる。

（1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は構成事業者である事業者団体（独占禁止法第２条第２項に規定する事業者団体をいう。以下「事業者団体」という。）が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会から独占禁止法第７条の２第

１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者グループ又は事業者団体（以下「事業者グループ等」という。）に対して行われたときは、事業者グループ等に対する命令で確定したものをいい、事業者グループの構成員のいずれかが当該排除措置命令の各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、事業者グループ等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者グループに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。以下同じ。）が行われたものであり、かつ、本事業の入札が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本協定又は事業契約等に関し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）。

５　県は、事業契約等の締結（事業契約に係る仮契約を含む。）までに、事業者グループ（事業者グループが共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約等の契約（事業契約の仮契約を含む。）を締結しないこと又は締結した事業契約の仮契約を解除することができる。

(1) 役員等（事業者グループが個人である場合にはその者を、事業者グループが法人である場合にはその役員又はそれらの支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から第６号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8) 事業者グループが、第１号から第６号までのいずれかに該当する者を委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第７号に該当する場合を除く。）に、県が事業者グループに対して当該契約の解除を求め、事業者グループがこれに従わなかったとき。

６　第１項の規定にかかわらず、事業契約等の締結（事業契約に係る仮契約を含む。）までに、入札説明書等に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき又は入札説明書等に定める参加資格要件を欠くに至ったとき（これに対応する手当てを行い、県の承諾を得た場合を除く。）は、県は、事業契約等の契約（事業契約の仮契約を含む。）を締結しないこと又は締結した事業契約の仮契約を解除することができる。

７　事業者グループは、事業者グループが入札説明書等に基づいて県に提出した令和●年●月●日付け参加表明書及び資格審査に必要な書類の内容につき、虚偽の記載がないことを表明及び保証をする。県は、事業者グループが提出した参加表明書及び資格審査に必要な書類に虚偽の記載があったと認められるときは、事業契約等を締結しないことができる。

８　用地活用企業は、提案書等上の民間収益施設の着工日までに民間収益施設の基本設計及び実施設計を完了し、県と本件借地権設定契約を締結するものとする。なお、本件借地権設定契約の締結に要する諸費用は、用地活用企業の負担とする。

９　前項に定める期限までに本件借地権設定契約を締結しない場合、用地活用企業は、県に対して、違約金として本件借地権設定契約に基づく年間賃料の３倍相当額を基準に前項の期限に遅れた日数に応じて日割り計算して算出された金額を支払わなければならない。ただし、第９条第３項に基づく協議の結果、県が本件借地権設定契約の締結を行わないことについて承諾した場合には、この限りではない。

１０　コミュニティ形成支援企業は、提案書等上のコミュニティ形成支援業務の開始日までに本件使用許可申請書等を提出し、県の使用許可を得るか又は県との間で本件使用貸借契約の締結を行うものとする。なお、本件使用許可申請書等の提出又は締結に要する諸費用は、コミュニティ形成支援企業の負担とする。

１１　前項に定める期限までにコミュニティ形成支援企業の責めに帰すべき事由により本件使用許可又は本件使用貸借契約の締結を得られない場合、コミュニティ形成支援企業は、県に対して、違約金として本件使用許可又は本件使用貸借契約に基づく年間賃料の３倍相当額を基準に前項の期限に遅れた日数に応じて日割り計算して算出された金額を支払わなければならない。ただし、第９条第３項に基づく協議の結果、県が前項の本件使用許可申請書等の提出又は締結を行わないことについて承諾した場合には、この限りではない。

（準備行為）

第５条　令和●年●月●日から事業契約等締結前までになされた行為は、事業契約等によりなされた行

為（以下この条において「準備行為」という。）とみなし、事業者グループは、自己の責任と費用において、入札説明書等及び提案書等を遵守するために必要な準備行為を行うことができるものとし、県は、必要かつ可能な範囲で事業者グループに対して協力するものとする。

２　事業者グループは、前項に規定する準備行為において入札説明書等及び提案書等を満たすことができないおそれのある事由が判明した場合は、県の事前の承諾を得た上で、当該満たさない部分について入札説明書等及び提案書等を充足するために必要な設計変更その他の措置を講じるものとする。

（事業契約の締結不調の場合における処理）

第６条　事由の如何を問わず、事業契約の締結に至らなかった場合（宮崎県議会が事業契約の締結を否決した場合を含む。）には、本協定は将来に向けてその効力を失うものとし、県及び事業者グループが本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（事業契約の解除に伴う措置）

第７条　本件借地権設定契約及び本件使用許可等の前に事業契約が解除された場合、県と附帯企業は本件借地権設定契約の締結及び本件使用許可等をしないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、活用地の確保がされた後に事業契約が解除された場合、県と用地活用企業は本件借地権設定契約の締結につき協議を行う。係る協議において本件借地権設定契約を締結することが決定された場合、代表企業は、既存住宅等の解体を行う代替企業の探索、紹介等につき県に協力しなければならない。

（違約金）

第８条　第６条の規定にかかわらず、本事業の落札者の決定手続に関し、第４条第５項各号のいずれかの事由が生じたことにより、県と事業者グループが事業契約等の締結（事業契約の仮契約の締結又は本契約の成立を含む。）に至らなかった場合は、事業者グループは連帯して、提案書等に記載された本事業に係る業務の対価として県が事業者グループに支払うものとして提案された対価の額（以下「サービス対価」という。）の総額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の 100 分の 10 に相当する金額を、県への違約金として支払う。

２　事業契約の締結後において、本事業の募集手続に関し、第４条第５項各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合、県が事業契約を解除するか否かにかかわらず、県は事業者グループに提案書等に記載された本事業に係るサービス対価の総額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10に相当する金額を違約金として請求することができる。係る違約金は事業者グループの連帯債務とする。

３　前２項の規定にかかわらず、本事業の落札者の決定手続に関し、第４条第５項各号のいずれかの事由が生じていたことに関して県が被った損害のうち、当該違約金（前項については事業者グループが支払った違約金を含む。）を超過する部分について、県は事業者グループに損害賠償を請求することができる。係る損害賠償は事業者グループの連帯債務とする。

（附帯事業の実施）

第９条　附帯事業は、附帯企業が自己の責任と費用において、独立採算で行うものとし、県は、本件借

地権設定契約及び本件使用許可申請書等に定める場合を除き、附帯事業の実施に対する対価の支払その他いかなる負担も行わない。また、附帯事業から得られる収入は、附帯企業に帰属するものとする。

2　附帯企業は、本件借地権設定契約及び本件使用許可等並びに入札説明書等及び提案書等に基づき、附帯事業を実施しなければならない。

3　附帯事業の実施前までに、事前の予測が困難な著しい社会情勢の変化等により、提案書等に従った附帯事業の実施が困難となった場合には、県と附帯企業の間で協議を行い、県がやむを得ないと判断した場合には、附帯企業は附帯事業の内容を変更することができる。

4　用地活用企業が複数存在する場合、各用地活用企業は、連帯して本件借地権設定契約に基づく用地活用企業の債務を負担する責任を負う。

5　コミュニティ形成支援企業が複数存在する場合、各コミュニティ形成支援企業は、連帯して本件使用許可等、入札説明書等及び提案書等に基づくコミュニティ形成支援企業の債務を負担する責任を負う。ただし、コミュニティ形成支援企業が複数存在する場合で、提案書等及び本件使用許可等において他のコミュニティ形成支援業務と共同することなく別個独立に同業務の一部を行うものとされている企業があるときは、当該企業にはこの項は適用せず、当該企業は、提案書等及び本件使用許可等に基づき、自らが負うものとする全ての債務に限り責任を負うものとする。

6　構成員は、県が県営住宅整備用地及び活用地の分筆登記手続その他の登記手続を行う場合にはこれに協力するものとする。

7　附帯企業は、自己の費用負担において、損害保険会社との間で、別紙２に記載する保険契約を締結しなければならない。この場合において、附帯企業は、保険契約の内容及び保険証書について、県の確認を得るものとする。なお、附帯企業が付保する保険は、別紙２のものに限定されない。

8　附帯企業は、附帯事業の着手日の前日までに、前項の保険証書の写しを県に提出しなければならない。

（民間収益施設の設計）

第10条　用地活用企業は、民間収益施設の基本設計図書が完成した時点で、当該基本設計図書を県に提出し、入札説明書等及び提案書等の内容に適合していることについて県の確認を得なければならない。用地活用企業は、基本設計図書について当該確認を得ない限り、実施設計に着手できない。

2　用地活用企業は、民間収益施設の実施設計図書が完成した時点で、当該実施設計図書を県に提出し、入札説明書等及び提案書等の内容に適合していることについて県の確認を得なければならない。実施設計図書について当該確認を得ない限り、県は用地活用企業との間で本件借地権設定契約を締結しないものとする。

3　前２項の場合において、基本設計図書又は実施設計図書並びに入札説明書等及び提案書等の内容との間に不適合が存すると県が判断した場合は、県は、用地活用企業に対し、その旨及び係る不適合の内容を通知し、その是正を求めることができ、用地活用企業は当該求めに応じて是正を実施した上で、その内容について県の確認を得なければならない。

（附帯事業に係る整備業務の実施状況の確認、調査又は検査等）

第11条　県は、附帯事業に係る民間収益施設等の整備業務が事業契約等、入札説明書等及び提案書等に従って適正に遂行されていることを確認するため、附帯事業に係る整備期間中いつでも、附帯企業に対し、整備業務の遂行・進捗状況について説明及び報告を書面で行うよう求めることができる。

２　附帯企業は、県から前項の規定による要求を受けた場合には、５日以内に、県に対して当該説明及び報告を行わなければならない。

３　県は、附帯企業による前項の説明及び報告を受けた場合で、なお当該業務が事業契約等、入札説明書等及び提案書等に従って適正に遂行されていることの確認ができないと認められるときは、さらに期限を定めて、附帯企業の費用負担で、整備業務の遂行状況について調査又は検査を行った上でその報告を行うよう附帯企業に求め、若しくは自らの費用負担にて立入検査を行うことができる。

４　前３項の確認、調査又は検査の結果、附帯企業による整備業務の遂行が事業契約等、入札説明書等又は提案書等に違反し、又は逸脱していると県が判断した場合には、県は、当該業務について附帯企業に対し是正勧告を行うものとし、附帯企業はこの勧告に従い、附帯企業の責任及び費用負担をもって是正を行わなければならない。

５　附帯企業は、前各項に定める県による確認、調査又は検査に当たり、県に対して自ら最大限協力し、また請負人等をして最大限協力させるものとする。

６　この条に定める確認、調査又は検査の実施に係る費用については、事業契約等において別段の定めがある場合を除き、県が負担する。ただし、県に対する説明及び報告のための資料作成他諸費用並びに第４項に定める是正に要する費用はいずれの場合も附帯企業の負担とする。

７　県は、附帯企業に対して事前に通知することによって、この条に定める確認、調査又は検査の実施に係る県の権限行使の全部又は一部を第三者に委託することができる。県は当該委託を、全て県の責任において行うものとし、受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、県の責めに帰すべき事由とみなす。

（附帯事業の実施状況に関する確認、調査又は検査等）

第12条　県は、附帯事業が本件借地権設定契約、使用許可申請又は使用貸借契約に従って適正に遂行されていることを確認するため、附帯企業に対し、附帯事業について、遂行・進捗状況について説明及び報告を求めるとともに確認、調査若しくは検査又は是正勧告を行うことができ、これらの方法等については前条に定めるものと同様とする。

（秘密保持）

第13条　県及び事業者グループは、本事業又は本協定に関して知り得た全ての情報のうち、次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

（1）開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報

（2）開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報

（3）開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報

（4）開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されるこ

となく取得した情報

（5）裁判所等により開示が命ぜられた情報

（6）県が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報

2　県及び事業者グループは、相手方に本条と同等以上の守秘義務を負わせることを条件として、委託先、請負発注先等への見積依頼や契約の締結、融資金融機関からの資金調達、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

3　前項の場合において、本協定の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第14条　事業者グループは、県の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

（本協定の変更）

第15条　本協定は、本協定の当事者全員の書面での合意による場合のみ、変更することができる。

（本協定の有効期間）

第16条　本協定の有効期間は、本事業のうち附帯事業以外の部分については本協定締結の日から事業期間の末日（事業契約が解除された場合には解除の日）までとし、附帯事業に関する部分については、本協定締結の日から用地活用業務については本件借地権設定契約に定める当該借地権設定契約の終了日、コミュニティ形成支援業務については本件使用許可等に定める使用期限までとする。ただし、事業契約、本件借地権設定契約の締結並びに本件使用許可等に至らなかった場合は、本事業のうち附帯事業以外の部分については事業契約の締結に至る可能性がないと県が判断して代表企業に通知した日まで、用地活用業務に関する部分については本件借地権設定契約の締結に至る可能性がないと県が判断して用地活用企業に通知した日まで、コミュニティ形成支援業務に関する部分については本件使用許可等に至る可能性がないと県が判断してコミュニティ形成支援企業に通知した日までとする。

2　前項の規定にかかわらず、第６条から第８条まで、第13条から第15条まで並びに第18条の規定の効力は、本協定の有効期間終了後も存続する。

（協議）

第17条　本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて県と事業者グループの間で協議し定める。

（準拠法及び管轄裁判所）

第18条　本協定は、日本国の法令等に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は宮崎地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書を２通作成し、県及び事業者グループは、それぞれ記名押印の上、県及び代表企業において本書各自１通を保有し、代表企業以外の構成企業及び附帯企業は、写しを保有する。

令和●年●月●日

宮崎県
宮崎県知事　　印

事業者グループ：　代表企業
（所在地）
（企業名）
（代表者名）　　印

：　構成企業
（所在地）
（企業名）
（代表者名）　　印

：　構成企業
（所在地）
（企業名）
（代表者名）　　印

：　構成企業
（所在地）
（企業名）
（代表者名）　　印

：　附帯企業
（所在地）
（企業名）
（代表者名）　　印

：　附帯企業
（所在地）
（企業名）
（代表者名）　　印

別紙１　定義集

(1)　「本事業」とは、宮崎県県営一ケ岡団地再整備事業をいう。
(2)　「附帯事業」とは、本事業のうち、用地活用業務、コミュニティ形成支援業務を総称した事業をいう。
(3)　「事業契約」とは、本事業の実施について、県と構成企業との間で締結する契約をいう。
(4)　「事業者グループ」とは、構成企業及び附帯企業を総称した者をいう。
(5)　「構成員」とは、入札参加者を構成する企業をいう。
(6)　「構成企業」とは、構成員のうち、県営住宅整備業務及び入居者移転支援業務を実施する企業をいう。
(7)　「附帯企業」とは、構成員のうち、附帯事業を実施する企業をいう。
(8)　「代表企業」とは、入札参加者の代表として応募手続を行う企業をいう。
(9)　「用地活用企業」とは、構成員のうち、用地活用業務を実施する企業をいう。。
(10)　「コミュニティ形成支援企業」とは、構成員のうち、コミュニティ形成支援業務を実施する企業をいう。
(11)　「県営住宅整備業務」とは、建替住宅等の整備及び既存住宅等の解体撤去をいう。
(12)　「入居者移転支援業務」とは、移転対象者の移転等の支援に関する業務をいう。
(13)　「用地活用業務」とは、県から活用地の貸付を受け、自らの事業として民間収益施設等を整備することに関する業務をいう。
(14)　「コミュニティ形成支援業務」とは、県から空き家となる既存住宅（1 棟）又は事業用地内の空き地を建替住宅等の整備期間中に貸付を受け、自らの事業として民間収益施設等を整備することに関する業務をいう。
(15)　「本件借地権設定契約」とは、県と用地活用企業との間で事業用定期借地権設定契約公正証書によって締結される契約をいう。
(16)　「本件使用許可」とは、県がコミュニティ形成支援企業に対してコミュニティ形成支援業務に関して行う使用許可をいう。
(17)　「本件使用許可等」とは、県がコミュニティ形成支援企業に対してコミュニティ形成支援業務に関して行う使用許可又は本件使用貸借契約（同契約の締結を含む。）を総称していう。
(18)　「本件使用許可申請書等」とは、コミュニティ形成支援企業が県に提出するコミュニティ形成支援業務に関する使用許可申請書又はコミュニティ形成支援業務に係る使用貸借契約書をいう。
(19)　「本件使用貸借契約」とは、コミュニティ形成支援企業が県との間で締結するコミュニティ形成支援業務に係る使用貸借契約をいう。
(20)　「入札説明書等」とは、本事業の実施に関して県が作成し、令和８年３月 12 日に公表した実施方針、要求水準書（案）、並びに県の質問回答書及びその際に公表した資料、令和８年 10 月 29 日に公表した入札説明書、審査基準、様式、及びそれらの公表の際に併せて公表した資料、並びに県の質問回答書及びその際に公表した資料の総称をいう。
(21)　「提案書等」とは、入札説明書等に記載の県の指定する様式に従い作成され、構成員が県へ提出した書類及びその他本事業の公募に関し構成員が県に提出した書類、図書等の一切並びに入札説明書等に基づいて実施されたヒアリングの結果を県において記録した書類をいう。
(22)　「事業用地」とは、県が所有する県営一ケ岡団地が現に立地する場所で、本事業を行うための土地をいう。
(23)　「県営住宅整備用地」とは、建替住宅等を整備する土地をいう。
(24)　「活用地」とは、事業用地から県営住宅整備用地を除いた土地をいう。
(25)　「既存住宅」とは、本事業で事業用地において現に立地する県営住宅をいう。
(26)　「既存住宅等」とは、本事業で既存住宅及び既存住宅に付帯する施設をいう。
(27)　「建替住宅」とは、本事業で、新たに整備する県営住宅をいう。
(28)　「建替住宅等」とは、本事業で新たに整備する県営住宅及び付帯施設等をいう。
(29)　「民間収益施設等」とは、活用地上に用地活用企業が整備する施設等をいう。

別紙２　付保すべき保険

提案に応じて記載する。